

令和元年度福島県社会福祉審議会(8/26)における委員からの主な発言等(子ども関連)

No.	氏名	項目	発言内容	県側回答
1	福島県婦人保護推進会 会長 吉川 三枝子	子どもの貧困対策にかかると計画	今年6月に子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正があり、市町村も「子どもの貧困対策に関する計画」を策定することを努力義務となった。県は以前から取組はしており、こども夢プランの計画の中から見取れるが、(他県の状況は、個別にこどもの貧困対策に関する計画を立てているところが多い)(県として)模範的な「子どもの貧困対策に関する計画」を市町村に示すというのもあり、地域において次世代に、(親の悪い環境が子どもの世代に)引き継がれることがなくなるように、対策を講じ取り組んでいただきたい。	こども夢プラン次期計画の策定における現在の方向としては、これまでどおり、こどもの貧困対策に係る計画をこども夢プランの中に据えて計画を推進する方向で進めている。子どもの貧困対策に係る計画を別の計画と併せて実施することについては裁量の範囲内であり、特に単独計画でもなくても問題ないことを国に確認している。市町村についてはいろいろな計画を国が要請しているということで、いわゆる「併用」型で計画を策定した方がやりやすいのではないかと見解も示されている。今後、審議会の御意見、国の判断、市町村の声等を総合的に踏まえて、市町村の計画を支援していきたいと考えている。
2	同上	同上	例えば、こどもを抱える貧困な家庭の実態(現状)、課題、離婚家庭のこどもの就学率(高校、大学等の中退率)などのデータを分析した上でのきめ細やかな対応策が計画の中には見られなかったので、検討していただきたい。	
3	福島県ボランティア連絡協議会 会長 渡部 孝二	次世代の親を育成するための環境づくり	県の人口減少問題について、婚活や世話やき人の登録活用など、増加とはいかないまでも、せめて横ばいになるぐらいにとどめていただきたい。	当課としてはとりわけ「少子化」対策の推進としてふくしま結婚・子育て応援センターという、結婚支援から子育て支援までを総合的にサポートする拠点を設置して、支援の取組を行っている。県としては、結婚、妊娠・出産、子育ての各ライフステージに合わせた切れ目ない支援を行っていくことが大事であると考えている。また、今年4月に福島県立医科大学病院に生殖医療センターを開設、併せて不妊治療専門の相談窓口も設置し、不妊治療の包括的な治療を行う体制を整えている。さらに、全ての市町村に子育て包括支援センターを設置していただき、妊娠の段階からケアしていく体制づくりの支援もしている。
4	福島県弁護士会 理事(子どもの権利に関する委員会委員) 渡辺 和子 (代理出席 関根 未希)	子どもの新しい居場所づくりの体制	適切な養育を受けることが出来ない子どもについては、児童養護施設以外の形態として今福島県にはないが、他県だと子どもシェルターという形で、被虐待であったりとか、非行のあるお子さんを一時的に受け入れる民間の施設がある。県内においてもそういった子どもの居場所になるような施設に対する支援体制があればと思う。	一般的に、保護が必要な子どもは、児童相談所を通して、児童養護施設、里親、ファミリーホーム、自立援助ホーム(自立に向けた取組を援助する施設)に入所する。それぞれの支援の方向性については、福島県社会的養育推進計画の中で検討している。民間のシェルターについては、現状で具体的な話としては見えていないが、県社会福祉協議会の児童福祉施設部会場の活用するなど、施設の方々とも意見交換を行いながら子どもの支援に努めていく。
5	福島県弁護士会 理事(子どもの権利に関する委員会委員) 渡辺 和子 (代理出席 関根 未希)	発達障がいのある人への支援体制	発達障がいのある人について、出来れば子どものうちに(出来るだけ早い時期に)支援だったり医療だったり繋がる事ができればと思う。その辺りに関しては県としてのケアがあるのかをお伺いしたい。	郡山市にある県発達障がい者支援センター(県総合療育センター併設)において、専門的な判定、支援を行っているが、需要が多く待機者が生じている状況にあり、県内7圏域に配置している発達障がい地域支援マネージャー等と連携しながら、支援に努めているところである。なお、県の取組として、小児科医や医療関係者を対象としたかかりつけ医等発達障がい対応力向上研修を昨年より開催しており(年3回)、発達障がいを早期に発見・対応出来るよう環境整備に努めている。